

徳島県個人情報保護審査会答申第47号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年4月6日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、〇〇〇及び〇〇〇の法定代理人として、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私の子供が〇. 〇. 〇に学校から保護された時の状況が記録されている書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年4月20日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「児童記録のうち、〇〇〇及び〇〇〇が〇. 〇. 〇に学校から保護された時の状況が記録されている書類」と特定した上で、当該情報が条例第16条第1号の「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」に該当すると判断し、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月8日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成28年10月21日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

部分開示ではなく全開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに審査庁が行った口頭意見陳述における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとは思われない。

- (2) 開示請求者本人の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがあるとの理由で，全面開示できないと主張するが，私の子供の前で妻側が私に暴力をふるっていたことは反論書の添付資料から明確である。妻側の証言だけで一時保護をしており，離婚訴訟や親権のあらそいを有利にするために子供，女性センターを利用することは社会通念上許されない。
- (3) 処分庁の主張する「審査請求人の本件児童に対する不適切な養育」の事実について否定する。「子どもに対しては一切暴力は振るっていない」ことが，反論書の添付資料（〇〇〇警察署で個人情報開示請求により開示された書類，裁判所から送られてきた書類等）により証明される。
- (4) 処分庁の主張する「審査請求人の本件児童に対する不適切な養育」の裏付けである，〇〇〇警察署から出された児童通告書の通告理由「父親が母親と児童の兄に暴力を振るっている」の事実について否定する。反論書の添付資料（診断書，外傷の証拠写真等）により「母親が父親に暴力を振るっている」ことが証明される。
- (5) 妻，子どもに対して暴力をしていないのが，資料により明らかであれば，非開示理由はなくなるので，開示するべきではないのか。非開示理由がないにも関わらず，開示しないのは，〇〇〇こども女性センターにとって，開示することが都合が悪いから出さないのではないか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明等を要約すると，本件決定の理由については次のとおりである。

1 審査請求書記載事項の認否

審査請求書の「開示請求者本人の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがあるとは思われない。」の記載事項は否認する。理由は，児童記録を開示することが，本件児童と審査請求人の利害が相反していると判断され，かつ社会通念上，本件児童の意思に反する開示であると判断されるため。

2 本件決定の理由

(1) 児童相談所の業務について

児童相談所は，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し，児童の基本的権利を保障するため，県に設置が義務付けられている行政機関である。児童相談所の業務は，児童に関する家庭その他からの相談のうち，専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ，児童及びその家庭について，必要な調査並びに医学的，心理的，教育学的，社会学的及び精神保健上の判定を行い，児童の一時保護が必要と認められる場合には，一時保護を行う。また，児童及びその保護者に対し，調査又は判定に基づいて必要な指示，指導，助言等を行うとともに，市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行い（同法第12条第2項），援助に当たっては，常に児童の最善の

利益が考慮される。

このため、未成年者の法定代理人から個人情報の開示請求がなされた場合には、未成年者の利害に反していないか、未成年者の意思に反する開示とならないか、今後の適正な相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがないか等を十分に吟味した上で処理しなければならない。

(2) 児童記録について

児童記録においては、本件児童の成育に関する情報、関係機関、関係者等との面接又は電話の内容などが、児童相談所である〇〇〇こども女性相談センターにより記録されている。児童記録は、児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け児発第133号）第3章第2節11によると、児童記録票その他子どもに関連した書類は一括してケースファイルに収録し、厳重な管理を要するとされており、これは実施機関における秘密保持の原則（児童福祉法第61条）に基づき、児童記録が慎重に扱わなければならない個人情報であることを示している。

(3) 審査請求人が提出した資料について

審査請求人は、本件審査請求の資料として、徳島県警察本部による「〇〇〇方DV対応について」の平成〇年〇月〇日付け〇〇〇警察署刑事生活安全課の部分開示資料を添付し、平成〇年〇月〇日の対応として「夫と子供2名方「午前9時ころ訪問」子供2名の面接し安否を確認したところ、外傷なくおびえ等もなかった。」との記録から審査請求人と本件児童の間には、不適切な養育はなかったとしている。

しかし、当該記録の書かれた後、平成〇年〇月〇日付けの〇〇〇警察署長からの本件児童のうち〇〇〇の児童通告書の意見欄には「これまでに、父親は児童にも暴力を振るっていることが判明し、児童は身体的虐待を受けたと認められる。」と記載されており、本件児童のうち〇〇〇の児童通告書の意見欄には「これまでに、父親は母親と児童の兄に暴力を振るっていることが判明し、児童に対する直接的な暴力はないものの、それらは児童の面前で行われているものであり、児童は心理的虐待を受けたと認められる」との記載があり、審査請求人の本件児童に対する不適切な養育を裏付ける内容となっている。

(4) 条例第16条第1号の該当性について

イ 条例第16条第1号では、「開示請求者（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」は、非開示情報であり、当該情報が含まれる保有個人情報は、開示義務から除かれることが、規定されている。

ロ 本件請求は、本件児童の法定代理人である審査請求人により未成年者である本件児童に代わって行われたものである。条例第16号第1号の該当性の判断においては、法定代理人の開示請求権はあくまで本件児童の利益を実現することを目的として設けられていることを考慮すべきであり、とりわけ親権に基づく法定代理人による開示請求における児童記録の開示・非開示の判断に当たっては、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについて、あくまでも本件児童

本人の利益を最大限に尊重して慎重に解することが必要である。

ハ 児童相談所の相談援助業務の性格から、通常、児童に関する記録には、対象となる児童はもとよりその家族・家庭に関する情報が主な内容として記録されており、対象となる児童と法定代理人の利益が相反する場合などには、児童記録に記録された情報が法定代理人に開示されることを、対象となる児童は想定していないと解すべきである。法定代理人である審査請求人より請求のあった児童記録の非開示部分には、実施機関が本件児童を一時保護する際に、本件児童に確認した内容が記録されており、かつ、本件児童は、平成〇年〇月〇日に審査請求人の不適切な養育を理由として、実施機関に一時保護されている。

本件請求の児童記録の全部を開示することは、本件児童に対して不利益を生じおそれがあると判断し、審査請求人と本件児童の利害が相反しており、かつ、社会通念上、本件児童の意思に反する開示をすることになると判断され、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとして部分開示決定した判断は適法である。

第5 審査会の判断

1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「私の子供が〇. 〇. 〇に学校から保護された状況が記録されている書類」であり、実施機関は、「児童記録のうち、〇〇〇及び〇〇〇（以下、「本件児童」という。）が〇. 〇. 〇に学校から保護された時の状況が記録されている書類（以下、「本件対象保有個人情報」という。）」と特定している。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報の一部について、条例第16条第1号に該当するとして非開示としているが、審査請求人は全ての開示を求めていることから、以下、決定の妥当性について検討する。

(1) 条例第16条第1号について

本号は、開示請求のあった個人情報を開示することにより開示請求者（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある個人情報を非開示情報と定めたものである。

「生命、健康、生活又は財産を害するおそれ」とは、開示請求者に対して、開示請求のあった個人情報を開示することにより、当該開示請求者の生命、健康等の利益を害するおそれがある場合をいい、例えば、未成年者の法定代理人から開示請求がなされた場合であつて、「法定代理人と未成年者の利害が相反していると判断される場合」及び「社会通念上、未成年者の意思に反する開示をすることになると判断される場合」など、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる場

合が考えられる。

(2) 条例第16条第1号の該当性について

本件開示請求は、法定代理人である父親が本件児童に代わって行ったものであるが、法定代理人の開示請求権はあくまで本件児童の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、保有個人情報の開示・非開示の判断に当たっては、本件児童本人の利益を最大限に尊重すべきである。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、非開示とした部分には、一時保護する際に、〇〇〇こども女性相談センターの職員が、本件児童から自身の状況や家庭での出来事等に関して聞き取った内容が記載されている。これらの情報は、本件児童のプライバシーに関わる情報であると認められる。

さらに、本件児童は、その聞き取りの場において、その場にいる者に話しているとの認識はあるが、その場にはいない審査請求人にその内容が伝わるようなことがあると認識しているとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報の非開示部分を審査請求人に開示することは、社会通念上、未成年者である本件児童の意思に反する開示であり、児童本人の利益を害するおそれがあると認められる。

また、実施機関の主張する審査請求人と本件児童の利害が相反している点について、当審査会は、不適切な養育の有無や〇〇〇こども女性相談センターの措置の是非等について判断する立場にはないが、本件のように、児童を一時保護した時の状況を記録している個人情報の開示においては、一般的に法定代理人と児童との利害は必ずしも一致するものではないと思慮される。

以上のことから、本件対象保有個人情報の非開示部分は、条例第16条第1号に該当すると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年10月21日	諮 問
11月 9日	審 議 (第86回審査会)
12月26日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第87回審査会)

平成29年 2月 2日	審 議 (第88回審査会)
3月21日	審 議 (第89回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者